

香芝市コミュニティバス車両ラッピング業務委託契約書

- 1 業 務 名 香芝市コミュニティバス車両ラッピング業務
- 2 履 行 場 所 市が指定する場所（香芝市役所を予定しているが、設備や納車の都合により、別途市が指定する場所とする）
- 3 履 行 期 間 契約日から令和8年12月18日（金）まで
- 4 契 約 金 額 金 円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円
- 5 契約保証金 免除（香芝市契約規則（昭和39年規則第7号）第20条第1項第5号）

上記の業務について、発注者と受注者は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（この契約の証として、本書の電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。）

令和8年 月 日

発注者 奈良県香芝市本町1397番地
香芝市
市長 三橋和史

受注者

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に従いこの契約を履行しなければならない。

2 受注者はこの契約による委託業務（以下「業務」という。）を頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、頭書の委託料（以下「委託料」という。）を支払うものとする。

3 受注者は、この契約若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者及び受注者が協議した場合を除き、作業を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、同項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、指示等を行った日から7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項の保証を付すことを要しない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書にお

いて指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(監督員)

第6条 発注者は、この契約の履行についての指示及び監督にあたる担当職員（以下「監督員」という。）を置いたときは、氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

(現場責任者)

第7条 受注者は、現場責任者を定めて作業現場に設置し、氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 現場責任者は、この契約の履行に関し、作業中は作業現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、委託料及び履行期間の変更、委託料の請求及び受領、並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(仕様書等の変更)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は作業に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間又は委託料を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第9条 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象であつて、受注者の責めに帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は委託料を変更し、受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき又は受注者に損害を及ぼしたときは当該費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 3 履行期間及び委託料の変更については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(臨機の措置)

第11条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、受注者は、当該措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第12条 業務を行うにつき生じた損害（第13条第1項から第3項までに規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示等発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が発注者の指示等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第14条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第15条 受注者は、前条第2項又は第3項の検査に合格したときは、委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による適正な請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を受注者に支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過し

た日から検査をした日までの期間の日数は、前項に規定する期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分払）

第16条 受注者は、業務の完了前に、出来形部分に相応する委託料の額の10分の9以内の額について、次項から第6項までに定めるところにより発注者に部分払を請求することができる。ただし、この請求は履行期間中2回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を発注者に請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を受注者に支払わなければならない。

6 部分払金の額の上限は、次の式により算定する。この場合において、第1項の出来形部分に相応する委託料の額は、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。既に受注者が請求した部分払金の額の合計＋当該請求に係る部分払金の額 $\leq$ 第1項の出来形部分に相応する委託料の額 $\times 9/10$

（発注者の解除権）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 第20条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（法人にあっては役員（非常勤である者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等及び物品・役務関係業務の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴対法第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ この契約に係る下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト この契約に係る下請契約等に当たり、イからホのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該下請契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

チ この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第3条の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による解除）

第18条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第65条又は第67条の規定による審決がなされ、当該審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第49条第1項の排除措置命令をし、その命令が同条第7項の規定により確定したとき。

(3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第50条第1項の納付命令をし、疎の命令が同条第5項の規定により確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

（賠償金等の徴収）

第19条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第17条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により業務の内容を変更したため、委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第21条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下この条及び次条において「既履行部分」という。）について必要に応じて検査を行い、当該検査に合格した部分に相応する委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(賠償の予約)

第22条 受注者は、第18条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号、又は第2号に該当する場合において、審決の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号（不公正な取引方法）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。

2 第1項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明かとなった場合においても、同様とする。

(賠償金等の徴収)

第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から賠償金、損害金又は違約金の支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算して得た利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項に規定する追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算して得た額の追徴金を徴収する。

(権利関係)

第24条 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は、全て発注者に帰属する。成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著

作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2 著作権・知的財産権の使用については、本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他の権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。ただし、発注者がその方法を指定した場合は、この限りでない。

3 受注者は発注者又は発注者の指定する第三者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

(契約外の条項)

第25条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。

(個人情報の保護)

第26条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）その他法令等に定めるもののほか、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3条 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(個人情報の適切な管理)

第5条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（第13条において「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第6条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第7条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、仕様書等に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第8条 受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第9条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第10条 受注者は、発注者の承諾を得た場合に限り、この契約による事務の一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社をいう。）である場合を含む。）に再委託をすることができる。なお、再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、次に定める条件を付するものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合も同様の条件を付するものとする。

(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

(2) 前号の場合において、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理し、及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(4) 前号の場合において、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理し、及び監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

（資料等の返還等）

第11条 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（取扱状況等についての指示等）

第12条 発注者は、定期に及び必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第13条 受注者は、個人情報の漏えいその他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について発注者の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第14条 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。――